

# 告 示

## 埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称  
美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
児玉都市計画下水道事業美里公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十七年三月四日から令和九年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
汚水  
イ 収用の部分  
変更なし  
ロ 使用の部分  
平成十七年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十三年埼玉県告示第四百九号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十二号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十三号、平成三十一年埼玉県告示第三百二十七号の事業地のうち、大字沼上字北川原及び字田中地内において事業地を変更する。